

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>中央図書館</p>	<p>大阪府立中央図書館国際児童文学館の寄贈資料受付業務について、契約書では、受注者からの請求を受理した日から<b>30日以内</b>に契約金額を受注者に支払わなければならないとされているが、支出命令伺い決裁後において、支出審査を怠っていたことから支払が遅延していた。</p> <p>契約名称 大阪府立中央図書館国際児童文学館の寄贈資料受付業務</p> <p>1 場 所 大阪府立中央図書館</p> <p>2 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</p> <p>3 契約金額 <b>1,609,000円</b></p> <p>4 完了日 令和3年3月31日</p> <p>5 検査日 令和3年3月31日</p> <p>6 請求書日付 令和3年3月31日</p> <p>7 支出命令伺書の起案日 令和3年4月2日 (決裁日：令和3年4月3日)</p> <p>8 支払日 令和3年5月7日</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府立中央図書館国際児童文学館の寄贈資料受付業務の契約書】 (契約金額の支払)</p> <p>第14条 受注者は前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約金額の支払を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受理した日から<b>30日以内</b>に契約金額を受注者に支払わなければならない。</p>	<p>検出事項の原因は、当該契約業務担当職員が請求書を受理後、契約書に記載の支払期日を充分認識した上で、会計事務を行うべきところ、その認識が不十分であったことから、支出命令伺い決裁後の文書が支出審査期日までに出納員に到達しなかったことにより審査が滞り、結果的に支払いが遅延したものである。</p> <p>再発防止に向け、館内職員向けの会計事務研修において、財務規則及び契約書に基づく適正な事務処理の周知徹底を図るとともに、部課長会議等の機会を捉え、実際の支出事務におけるヒヤリハット事例を共有するなど、注意喚起及び適正な支出事務の執行について指導を行った。</p>

監査（検査）実施年月日（令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）